

知立市教育委員会の後援等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知立市教育委員会（以下「委員会」という。）が、教育、芸術、文化及びスポーツに関する事業の適正な振興を図るため、共催、協賛、後援又は推せん（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(後援等の区分)

第2条 委員会が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 共催 委員会が教育的見地から奨励をすることができ、かつ主催者の一員として当該事業の企画及び実施に原則として参画することが適当と認められるもの。
- (2) 協賛 委員会が企画及び実施に直接参画しないが、公共的団体が実施する事業で、共催に準じて取り扱うことが適当と認められるもの。
- (3) 後援 委員会が教育的見地から奨励をすることができるもの。
- (4) 推せん 委員会が映画、演劇等の作品について推奨することができるもの。

(後援等の基準)

第3条 前条の後援等を行う事業は、市民の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与し、公共の福祉に反しない事業で、次の各号のいずれかに該当すると認められるものでなければならない。

- (1) 目的及び内容が明確なもの。
- (2) 時代の進歩に応じているもの。
- (3) 生活、経験及び興味に即しているもの。
- (4) 市民の教養を高め、市民文化等の向上に資するもの。
- (5) 豊かな情操を養うもの。

2 主催者等が次のいずれかに該当すると認められるものでなければ、後援等をしてはならない。

- (1) 文部科学省又は文化庁の後援等を受けた事業
- (2) 愛知県又は愛知県教育委員会の後援等を受けた事業
- (3) 社会教育関係団体
- (4) 公共団体又は公共的団体

- (5) 知立市文化協会又はその加盟団体
- (6) 知立市スポーツ協会又はその加盟団体
- (7) 補助金等が交付されている団体
- (8) その他委員会が適当と認めたもの。

3 次のいずれかに該当すると認められる場合には、後援等を行わないものとする。
ただし、第2号については推せんを除く。

- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝及び支持又は反対する意図があると認められるもの。
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があるものと認められるもの。
- (3) 公序良俗に反し又はその恐れがあるもの。
- (4) 暴力団と関係があり又はその恐れがあるもの。
- (5) その他後援等を行うことが不適当と認められるもの。

(申請)

第4条 委員会の後援等を受けようとする者は、当該事業開催日の14日前までに、後援等申請書(様式第1)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(後援等の承認書等の交付)

第5条 委員会は、前条の申請を承認したときは後援等承認書(様式第2)を、承認しなかったときは後援等不承認書(様式第3)を申請者に交付する。

2 委員会は、承認に際し条件を付けることができる。

3 委員会は、当該事業の効果を高めるために必要な場合は、予算の範囲内において報償金を支給し又は賞状等を下付することができる。

(実施報告)

第6条 前条の規定による承認を受けた者は、事業が終了したときは、速やかに事業実施報告書(様式第4)を委員会に提出しなければならない。

(後援等の取消等)

第7条 後援等を行う事業について、事業実施前に第3条第3項の規定に該当すると認められる場合は、後援等の承認を取り消すものとする。

2 事業実施後に第3条第3項の規定に該当したことが認められた場合は、今後その団体に対する後援等を行わない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。